



宮崎県公報

平成19年11月1日(木曜日) 第1927号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告 示

- 字の区域の変更……………(市町村課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 2

頁

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出……………(障害福祉課) 2
○保安林の指定の解除予定の通知(2件)……………(自然環境課) 2
公 告
○県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 2
○公共測量終了の通知……………(管理課) 3

告 示

宮崎県告示第863号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、野尻町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成19年11月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 野尻町大字紙屋字宮ノ前に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	竹ノ下	1463の一部

及びこの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに字宮ノ前2012の4、2015の1に隣接する字竹ノ下の道路である町有地の一部

2 野尻町大字紙屋字竹ノ下に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	宮ノ前	2010、2011の一部、2012の4の一部、2013の一部、2017の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部

3 野尻町大字紙屋字五ヶ迫に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	古屋敷	2449の一部、2450の1の一部、2451の3の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに24

60の5、2460の10、2460の11に隣接する道路である町有地の全部、字五ヶ迫2747の1に隣接する字黒谷の道路である町有地の全部

4 野尻町大字紙屋字鳩平に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	三本松	2500の47から2500の49まで
	五ヶ迫	2743、2744の一部、2756の21の一部、2756の29の一部、2756の140
	黒谷	3937から3940までの各一部、3946の24の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに字鳩平2693の5、2693の7、2693の37、2693の38、2722、2739、2740の1、2740の2、2741に隣接する字五ヶ迫の道路である町有地の全部、字鳩平2701の5、2704の3、2705の1から2705の3まで、2706の3に隣接する字三本松の道路である町有地の一部

5 野尻町大字紙屋字古屋敷に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	鳩平	2715の1の一部、2717の一部、2718の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部

6 野尻町大字紙屋字黒谷に編入する区域

大 字	字	地 番
紙屋	五ヶ迫	2746、2747の1の一部、2749の9

及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部

上記地番は、平成19年3月28日現在の登記記録による。

宮崎県告示第 864号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成19年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510300256	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者 大輪の会	宮崎県延岡市三ツ瀬町 1 丁目12番地 4	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者 大輪の会	宮崎県延岡市三ツ瀬町 1 丁目12番地 4	平成19年 8 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護
4512050024	うからの里高鍋事業所	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 299 番地	社会福祉法人晴陽会	宮崎県西都市大字右松3292番地33	平成19年 8 月 1 日	生活介護・就労継続支援 B 型
4522050030	指定共同生活援助等事業所 パセリ	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7654番地12	社会福祉法人晴陽会	宮崎県西都市大字右松3292番地33	平成19年 8 月 1 日	共同生活介護・共同生活援助
4510300264	はまゆう園多機能型恒富事業所	宮崎県延岡市恒富町 4 丁目66番	社会福祉法人高和会	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地 35	平成19年 9 月 1 日	就労移行支援・就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 865号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510700034	串間市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	宮崎県串間市大字西方5655番地	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市大字西方5655番地	平成19年 8 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護

宮崎県告示第 866号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

があった。

平成19年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 南那珂郡北郷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、灰ヶ野地区県営土地改良事業（宮崎市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年11月 1 日

宮崎県告示第 867号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成19年11月1日から平成19年11月30日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市農政部農村整備課内

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成17年宮崎県公報第1724号及び平成18年宮崎県公報第1774号により公告した公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）が平成19年 3 月31日終了した旨、国土交通大臣から通知があった。

平成19年11月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫